

# 日ASEAN包括的経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

## タイが6月発効 **輸出**手続きについて説明します

主催：JETRO 実施機関：日本商工会議所

協力：札幌商工会議所、仙台商工会議所、黒部商工会議所、千葉商工会議所、東京商工会議所、横浜商工会議所、浜松商工会議所、清水商工会議所、富士商工会議所、名古屋商工会議所、蒲郡商工会議所、豊川商工会議所、四日市商工会議所、福井商工会議所、京都商工会議所、大阪商工会議所、神戸商工会議所、広島商工会議所、福山商工会議所、高松商工会議所、福岡商工会議所、(社)電子情報技術産業協会、日本機械輸出組合、(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会、日本繊維産業連盟、(社)日本鉄鋼連盟、(社)日本貿易会、独立行政法人中小企業基盤整備機構

平成20年12月に発効した日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)を利用することにより、ASEAN締約国に製品を輸出する際、特定原産地証明書を輸入国税関等に提出することで特恵関税率が適用されます。AJCEPは、平成21年5月現在、日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイ、マレーシアにおいて効力が発生しているところですが、平成21年6月1日から、タイにおいてもAJCEPの効力が発生することになります。

つきましては、下記のとおり、ASEAN締約国(特に、タイ向け)に輸出しようとする方を対象として、特定原産地証明書の発給手続と原産地規則等に関する説明会を開催いたしますので、奮ってご参加ください。

ASEAN締約国とは、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムのうちEPAの発効に必要な国内手続きが終了し、AJCEPが利用できる国のことをいいます。

### 開催概要

開催日・場所

**大阪：平成21年6月15日(月)：13:30～17:00 大阪商工会議所 7階 国際会議ホール**

大阪市中央区本町橋2番8号 地図 [http://www.osaka.cci.or.jp/Shoukai/Map\\_Tel/shozaiichi.html](http://www.osaka.cci.or.jp/Shoukai/Map_Tel/shozaiichi.html)

(このほか、東京では6月17日に開催予定です) 受付開始：13:00

講演内容および講師：(予定) \*講演ごとに入退会は自由です。

1. 「日ASEAN包括的経済連携協定と原産地規則の概要について」 経済産業省

2. 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 日本商工会議所

対象：AJCEPに基づく特定原産地証明書を利用してASEAN締約国(特にタイ向)に輸出しようとする方。

定員：400名(先着順。なお、定員に達した後の申込みの方には、当方からご連絡いたします)

お申し込み方法：以下の参加申込書を平成21年6月11日(木)まで下記申込先のFAX番号まで送信ください。

参加費：無料

### 【AJCEP説明会(6月15日、大阪) 参加申込書】

申込書は切り取らず、ご記入のうえ、このままFAXにてお送りください。

**FAX：06-6944-6232**

当日は本申込書を会場まで持参してください(受講券の代わりになります)。

貴社名 \_\_\_\_\_

部署名/役職名 \_\_\_\_\_

出席者名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL：( ) - \_\_\_\_\_ FAX：( ) - \_\_\_\_\_

説明会参加に関するお問合せ・お申込先：

日本商工会議所 大阪事務所

TEL：06-6944-6216

FAX：06-6944-6232

複数名ご参加の場合は本用紙をコピーしてください。(お一人1枚)

\*該当項目に☑印をお付けください。

業 種  商社・卸売 /  製造業 /  金融 / 運輸・通関業 /  調査機関・官公庁 /  その他サービス業 /  その他  
会社規模 中小企業 / 大企業

\*中小企業とは(中小企業基本法より)製造業その他：資本金3億円以下または従業員300人以下。卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下。小売・サービス業：資本金5000万円以下または従業員50人(サービス業は100人)以下。

本説明会の案内は日本商工会議所が依頼し、複数団体から送付しております。本状重複してのご案内の場合はご容赦ください。ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、セミナー運営のために、日本商工会議所が利用いたします。